

審 査 基 準

令和 7 年11月28日作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 7 条の 3 第 3 項において準用する第 7 条第 5 項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め： 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準：
標準処理期間：14日
申 請 先：申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口にて提出してください。
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線3035）
備 考：